

広島県産応援登録制度実施要領

(目的)

第1条 この要領は、商品として魅力ある県産農林水産物等を、県が登録することに関し、必要な事項を定め、県産品のブランド化を進めるとともに、生産者の所得向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 申請者とは、広島県で農林水産物等を生産又は販売する者で登録を希望する者をいう。
- (2) 前号でいう販売する者とは、農林漁業者と連携して販売する者で、販売のみを行う者は対象としない。
- (3) 対象商品とは、広島県で生産される農林水産物等をいう。
- (4) 申請基準とは、申請者が県に対象商品の登録を申請するにあたり満たすべき基準をいう。
- (5) 審査会とは、前号の基準を満たし申請された対象商品を、県が登録を判断するために、別に定める委員に審査を依頼するもので、その内容は別に定めるものとする。
- (6) 審査基準とは、前号の審査会において、県が対象品目ごとに審査に必要な基準を定めるもので、その内容は別に定めるものとする。
- (7) 登録商品とは、前号に基づいた審査の結果、登録可能と判断された対象商品について県が登録したものをいう。
- (8) 登録事業者とは、申請した商品が登録された申請者であり、かつ、登録商品を生産又は販売する者をいう。

(登録の申請)

第3条 申請者は、対象商品ごとに、広島県産応援登録制度登録申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、商品提案書（様式第2号-1（青果物）、様式第2号-2（畜産物：食肉）、様式第2号-2（畜産物：鶏卵）、様式第2号-3（加工品）、様式第2号-4（水産物））、事業者（生産者）概要書（様式第3号-1（青果物）、様式第3号-2（畜産物：食肉）、様式第3号-2（畜産物：鶏卵）、様式第3号-3（加工品）、

様式第3号—4（水産物）、申請基準報告書（様式第4号—1（青果物）、様式第4号—2（畜産物）、様式第4号—3（加工品）、様式第4号—4（水産物））及び市町長意見書（様式第11号（加工品））を添付して、県に提出するものとする。

- 2 前項の添付書類のうち、市町長意見書（様式第11号（加工品））については、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律第5条に定める「総合化事業計画」に関連しない商品の場合、これを省略できることとする。

（登録の審査）

第4条 県は、別に定める方法で審査会を開催し、対象商品を審査し、その結果に基づき登録が妥当と判断した商品について登録するものとする。

- 2 県は、必要に応じて、申請内容の聞取又は現地確認等の調査（以下「実地調査等」という。）を実施することができるものとする。
- 3 申請者は、前項に規定する実地調査等に協力するものとする。

（申請基準の設定等）

第5条 県は、申請基準を必要に応じ変更することができる。

- 2 県は、前項の基準を定め、または変更した場合は、その内容を公表する。

（登録可否の通知）

第6条 県は、申請者に対し、登録の可否を、広島県産応援登録制度登録結果通知書（様式第5号）により通知することとする。

（登録商品等の公表等）

第7条 県は、登録商品、登録事業者等をホームページ等を通じ、公表するものとする。

（登録の有効期間）

第8条 登録の有効期間は、登録した翌年度の3月31日までとする。

（登録の更新）

第9条 登録事業者は、登録の有効期間終了後、引き続き登録を受けようとする場合は、

更新を届け出ることができる。ただし、第 14 条の規定により、届出を受理しない場合がある。

- 2 前項の規定により登録期間を更新する登録事業者は、その登録の有効期間の満了する年の 1 月 31 日までに広島県産応援登録制度登録更新届出書（様式第 6 号）を県に提出するものとする。なお、電子申請による手続きも可能とする。
- 3 第 1 項の規定により更新される登録の有効期間は、登録の有効期間の満了する日の翌日から 3 月 31 日までとする。

（登録内容の変更）

第 10 条 登録事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、広島県産応援登録制度登録事項変更書（様式第 7 号）を届け出るものとする。

- (1) 登録商品名を変更したとき。
- (2) 登録事業者名を変更したとき。

2 上記以外の登録内容を変更したときは、様式第 2 号および様式第 3 号に変更後の内容を記載して県に提出するものとする。

（登録の表示）

第 11 条 登録事業者は、関係法令を遵守の上、登録商品等に広島県産応援登録制度のマークを表示することができる。

2 ロゴマークの表示に関しては、別に定める広島県産応援登録制度表示基準によるものとする。

（事故等の報告）

第 12 条 登録事業者は、登録商品に事故等の発生が生じたときは、広島県産応援登録制度事故等発生報告書（様式第 8 号）により、速やかに県に報告しなければならない。

（業務状況の聴取等）

第 13 条 県は、必要があると認めるときは、登録事業者に対して、登録商品に係る売り上げ等の報告を求め、実地調査等又は必要な指示をすることができる。

(登録事業者の責務)

第 14 条 登録事業者は、登録商品が登録されていた年度における登録期間中の販売実績について、様式第 9 号により、翌年度の 4 月末日までに県に報告するものとする。

2 登録事業者は、この要領を誠実に遵守するとともに、次の各号について留意するものとする。

(1) 登録商品の計画的な生産流通体制を整備し、実需者への販売を実施すること。

(2) 帳簿等関係書類の整理保管を行うこと。

3 登録事業者は、登録商品の生産、流通、販売及び消費において事故等の問題が生じたときは、一切の責任を負うものとする。

(登録の取消)

第 15 条 県は、登録商品又は登録事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

(1) 申請基準に適合しないと認められたとき。

(2) 虚偽の申請により登録を受けたとき。

(3) 登録事業者から登録の取り下げの申し出があったとき。

(4) 登録事業者が広島県産応援登録制度ロゴマークを不正に使用したとき。

(5) 登録事業者に関係法令に基づく重大な違反行為があったとき。

(6) 第 12 条の規定による届出を正当な理由なく行わなかったとき。

(7) 第 12 条の規定による報告、第 13 条の規定による実地調査、第 14 条の規定による報告等を正当な理由なく拒否し、又は指示に従わなかったとき。

(8) 登録商品の生産及び販売を 1 年間以上中止したとき。

(9) 商品の登録有効期間内に登録更新の申請がなかったとき。

(10) その他制度の運用に重大な支障をきたす行為があったとき。

2 県は、登録を取り消す場合は、その対象となる登録商品及び登録事業者を公表することができる。

3 登録事業者は、第 1 項第 3 号の登録の取り下げを申し出る場合は、広島県産応援登録制度登録取り下げ申請書（様式第 10 号）により県に報告する。なお、電子申請による手続きも可能とする。

(事務)

第 16 条 登録制度に係る事務は、農林水産局販売・連携推進課において行う。

(その他)

第 17 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成 26 年 4 月 16 日から施行する。

(施行期日)

この要領は、平成 26 年 6 月 27 日から施行する。

(施行期日)

この要領は、平成 26 年 7 月 10 日から施行する。

(施行期日)

この要領は、平成 26 年 8 月 29 日から施行する。

(施行期日)

この要領は、平成 27 年 3 月 11 日から施行する。

(施行期日)

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要領は、令和 3 年 8 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要領は、令和 5 年 5 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要領は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。